

監査委員事務局

1 監査について

(1) 定期監査等

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	令和5年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	令和5年7月10日～ 令和6年2月15日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
福祉部		
こども部		
保健医療部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
会計課		
消防局，消防署		
上下水道局		
教育委員会		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

(2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象 団 体	範 囲	監 査 の 期 間
公益財団法人 水戸市スポーツ振興協会	令和4年度の財政的援助等に係る 出納その他の事務の執行	令和5年6月5日～ 令和5年7月25日
公益財団法人 水戸市芸術振興財団		令和5年9月29日～ 令和5年11月30日

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び上下水道事業管理者の保管する現金の出納	令和5年4月25日、5月25日、6月26日、7月25日、8月28日、9月26日、10月25日、11月27日、12月25日、令和6年1月25日、2月26日、3月25日

3 審査について

(1) 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和4年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	令和5年7月6日～8月9日
令和4年度の水戸市公営企業会計の決算	令和5年6月7日～8月9日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和4年度の水戸市土地開発基金の運用状況	令和5年7月6日～8月9日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和5年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率	令和5年7月14日～8月9日
令和5年度に算定した資金不足比率	令和5年7月14日～8月9日